

委員会等運営に関する細則

細則 C-1-1

専門研究会運営細則

細則第 C-1-1 号

平成 23 年 8 月 12 日

改定 1 平成 28 年 2 月 23 日

改定 2 令和 2 年 9 月 14 日

(目 的)

第 1 条 「規則第 B-1-1 号」第 6 条第 1 項(3)に規定する専門研究会は、本会の各専門分野の特定のテーマに関して、会員が情報や意見の交換、調査、検討等を行い、その結果を会員及び社会に公表することによって、本会の活性化かつ放射線防護における学術的・実務的な貢献に資することを目的とする。

(設置の申請・承認)

第 2 条 専門研究会の設置を申請する会員は、前年の 12 月末までに、別記様式により企画委員会委員長に提出すること。但し、期限後であっても、企画委員会が設置の必要性を認める場合は、この限りではない。

2. 企画委員会は、申請内容を審査し、専門研究会の設置が本会の目的に適うと判断した場合、企画委員会委員長は別記様式を理事会に提出し、承認を得なければならない。また、企画委員会委員長は、審査の結果を申請者に通知する。

3. 企画委員会は、本会ホームページ、Newsletter、メーリングリスト等のうち有効と判断された手段を通じて、専門研究会の趣旨、活動概要、専門研究会員案、問い合わせ先等を会員に速やかに通知するものとする。

4. 専門研究会の設置を申請する会員は、前項の通知から一定期間を経て、専門研究会員を確定した後、企画委員会に報告する。

5. 同一時期における専門研究会の設置数は、5 件以内とする。

(構 成)

第 3 条 専門研究会は主査、幹事、予算管理担当者及び専門研究会員（以下「研究会員等」という）をもって構成する。研究会員は会員に限るものとし、他の研究会員を原則として兼ねることはできない。

2. 主査は専門研究会を総括し、幹事は運営事務を、予算管理担当者は予算管理を行う。また、主査は、活動開始時において本則（専門研究会運営細則「細則第 C-1-1 号」）を研究会員等に周知させ、理解を得るものとする。

3. 研究会員等には、企画委員会の専門研究会担当委員 1 名以上を含める。

4. 専門研究会に参加を希望する者は、会員・非会員を問わず、主査が認めれば専門研究会にオブザーバーとして参加できる。参加を認めない場合、主査はその理由を企画委員会に

提示しなければならない。

(期 間)

第4条 専門研究会の活動期間は、2年間を限度とするが、特別な理由があり企画委員会が認める場合に限り、継続して申請することができる。その場合でも、成果は第7条に従う必要がある。

2. 専門研究会の1年間の活動は、4月に始まり次年3月末に終了するものとする。

(予 算)

第5条 専門研究会の予算は、1年間10万円を上限とする。但し、追加予算の申請が企画委員会にあった場合には、企画委員会は専門研究会設置の申請時に提出された予算計画書の内容を審査し、追加予算の必要性が高いと認める場合は理事会に申請する。申請を受けた理事会は20万円を上限として予算を認めることができる。この審査は年度ごとに行う。また、年度末における未執行分を翌年度に繰り越すことはできない。

2. 予算は、資料費、会議費、連絡等、専門研究会全体の活動に充てるものとする。

3. 予算管理担当者は、その年度の3月末までに企画委員会委員長を通じて常務理事(財務担当)に収支報告を行う。

(活動報告)

第6条 主査は、専門研究会の活動状況を企画委員会の専門研究会担当委員を通じて企画委員会に適宜報告しなければならない。

2. 主査は、専門研究会の活動状況を会誌、本会ホームページ、またはNewsletterで適宜紹介するとともに、研究発表会にて報告しなければならない。

3. 主査は、専門研究会の活動の終了時に活動報告書をまとめ、企画委員会委員長に提出しなければならない。また、企画委員会委員長は、それを理事会に報告し、受理された活動報告書の概要を会誌、本会ホームページ、またはNewsletterで適宜紹介する。

(成果の公表)

第7条 主査は、専門研究会の活動で得られた成果を学会誌に投稿するとともに、成果の概要を本会ホームページで公表しなければならない。また、投稿する成果に含まれない詳細な資料等がある場合には、必要に応じてそれらを本会のファイルサーバ等に保存することができる。なお、成果は研究発表会等で公表しなければならない。

2. 報告書の印刷を希望する場合は、冊子版作成理由を提出した上で企画委員会委員長の承認を得れば、「規則B-2-2」により成果報告書を印刷することができる。

3. 企画委員会は、専門研究会の成果が放射線防護の知見として重要であり、広く社会に発信することが有益であると認めた場合は、成果を英文論文として会誌あるいは関連学術誌に投稿することを勧告する。なお、投稿論文の掲載にかかる費用は専門研究会の予算とは別とし、理事会が成果の内容を精査し、追加予算の必要性が高いと認める場合は20万円を上限として認めることができる。

(認定の取消し)

第 8 条 企画委員会委員長は、専門研究会の活動が申請内容と著しく異なるか、第 1 条の目的から逸脱すると認めた場合は、活動を停止させることができる。

2. 企画委員会委員長は、専門研究会の予算の使途が不適切であると認めた場合は、予算の返還を求めることができる。

付則 この細則は、平成 23 年 8 月 12 日から施行する。

この細則改定 1 は、平成 28 年 2 月 23 日から施行する。

この細則改訂 2 は、令和 2 年 9 月 14 日から施行する。

別記様式 (A4 判)

1. 専門研究会の名称
2. 提案者名 (複数でも可) と連絡先
3. 提案理由 (1,000 字以内)
4. 計画の概要
5. 予算計画書 (具体的な記載が必要)
6. 予定される研究会員名 (主査候補者を含む)
7. 設置予定期間